

3 クレジット会社と利息制限法と利息消費貸借の貸し出し金利

—上限金利を超える利息に対する

クレジット会社の対応実例をもとに—

1 クレジットカード会社の対応

日本女子大学家政学部助教授 細川幸一

(1) 対応の実例
利息制限法は、金錢消費貸借上の利息の民事ルールとして定められ、利息が以下の利率により計算した金額を超えるときは、その超過分につき無効とする(第一条)。

元本が一〇万円未満の場合
年二割

元本が一〇〇万円以上一〇〇万円未満の場合
年一割五分

元本が一〇〇万円以上の場合
年一割八分

ただし、同条第二項は、「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかか

持っている。それにもかかわらず、キャッキングサービスを拒否する根拠は何か? 同規約にはその根拠となるような文章は見当たらない。

◎私は、利息制限法の利息の最高限を超える利率の表示が会員規約等にあるとしても、当然に超過部分は無効であると思っており、御社も、同法律を周知しているのだから、超過部分は、同法第一条一項に該当する場合以外は当然無効であり、それを十分承知の上で会員規約を作成し、消費者に提示しているはずである。法的に認められた当然の権利行使する一般消費者をその行使を理由に排除する根拠を示していただきたい。

これに対して、同社は以下のよ

うな回答をした。

◎【会員規約】第三条で、弊社より利用を認められた会員は、「キャッキングサービス」を受けることができる、と規定している。弊社は、弊社が公表している利率での利息を任意に支払ってもらえないことを前提に、『キャッキング

サービス』の利用を認めており、これと異なる条件での「キャッキングサービス」の利用は認めていない。あなたは、弊社の公表する利率条件での利息の支払いを明確に拒絶しているので、今後新たな『キャッキングサービス』の利用は認めない。

◎銀行等、他業界にはより低金利の商品を販売している所があるので、低利での借入を希望ならばそちらを利用してほしい。
そして、キャッキングサービスは一方的に停止された。

日社の場合

海外で一万四二七七円(外貨を

円換算)をキャッキングしたこ

る、同社より二七・八%の金利で

計算した利息(四五日間分四八九円)での請求書が届く。

これに対して、同社に電話で利息制限法の上限金利を越える利息は任意に支払う意思のないことを伝え、請求金額の減額を要求したが、①刑事規定である出資法に違反していないこと、②約款等で利

率を示しているとの理由で、請求書どおりに私の口座から引き落とすとの通告があった。

そこで、私は、書面で、これは明らかに利息制限法に違反するものであるから、利息制限法を遵守し、自動引き落とし日には、同法の最高限度内の利率で利息を計算し直した金額で引き落とすことを求めた。

これに対して、同社より以下の内容の書面が口座の引き落とし日付けて届いた。

◎キャッキングサービスの利息については、出資法に定める上限利率(第五条(高金利の処罰))に定める二九・二%以内の二七・八%と設定している。指摘のとおり、本利率設定は利息制限法の上限利率である一八・〇%(筆者注: 本件の場合は元本一〇万円未満であるので、同法の上限金利は二〇・〇%)を超えているが、同法第一条(利息の最高限)第二項においては、「超過部分を任意に支払ったときは、(中略)その返還を請

ている。また、当社は「任意に」支払われる場合を規定している貸金業規制法第7条(任意に支払つた場合のみなし弁済)に則った業務を行っている。

◎キャッキングサービスについては、カード入会時にあらかじめ契約の内容については、カード入会契約時およびカード発行時に案内している。すなわち、キャッシングサービスは、利用にあたり事前にその契約内容に消費者が承認しているものとして、提供しているサービスである。

そして、四八九円については、口座引き落とし額の変更が時間的にできなかつたとの理由で、自動引き落とし日の前日に同社より同額の振込みがあつた。しかしながら、翌月、すなわち、この回答を私が手にした後、再度利息の全額四八九円を引き落とすと同書面で通

られる。

今回、私は、クレジット会社三社のキャッシングサービスを利用したところ、年二七・八%という利息制限法による民事契約上の有効金利をはるかに超える金利で利息が請求されたため、両社と交渉を重ねた。そこでその経過を報告する。

(九〇四円~六五〇円)をカード代金支払い口座に入金してきた。ただし、同社の会員規約にある「キャッシングサービス利用代金の支払い方法」及び「マネーサービスの手数料」につき私が承諾していないという理由で、今後キャッシングの取引を停止するため、キャッシングサービス限度額を「〇万円」にすると通告があった。

同社がキャッシングサービスを一方的に停止したことに関して、私は同社に書面で以下のように述べた。

◎会員規約三条『キャッシングサービスの利用代金の支払い方法』ならびに△マネーサービスの手数料について△に私が承諾していないことを理由にキャッシングサービス限度額を「〇万円」にするとの通告を受けたが、私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ払う意思はないと言つた。

ただ、規約を遵守しつつ法定的有効な利率で計算した利息についてはすみやかに支払う意思を

とそれを超える利息といふ論議を落としを停止、私への文書の提出後、それを再度引き落とすと通知してきたこととなる。

する。
請求権を放棄したものではなく、
私の理解を得た段階で改めて請求
權の不当な侵害と考えることを通
知した。
これに対して、再度同社から書
面で以下の通知があつた。
◎ キヤッキングサービスは、カー
ドの契約にあたり、利率や支払い
方法等について承認を得た上で利
用してもらうサービスであるが、
私が事前にそれを理解していないかつ
たものと思われるから、特別な対
応として四八九円は請求しない。

さらに、融資サービスについての冊子及び「キャッシングサービス／カード・ローン解約届」が送付され、同社規定の利息の支払い意思がない場合は、融資権を解除するので、同届を提出するよう求められた。また、以下の通知もあつた。

◎解約届の提出がなく、今後、「キャッシングサービス」を私が利用した場合は、サービス内容を私が承諾したものとみなし、規定どおりの利息を請求するとともに、今回の利息部分も改めて請求する。

同通知に対し、私は書面で、以下のように通知した。

◎私は、特別な対応を求めてい るのではない。私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ支払う意思はないと言っている。だけで、当然、民事契約上有効な 利率で計算した利息についてはお 支払いする意思を持っている。こ とに利息制限法で定められている 上限金利による利息三五二円を送 付する。

2 ケレジット会社の
対応の問題点

弁護士・一橋大學法学部非常勤講師

齋藤雅弘

本件におけるクレジット会社の主張は、クレジットカードの会員

動は行つてはならないというコンプライアンスの問題である。

利息制限法超過の利息を支払わない会員には、キャッシングをさせないという主張を正面から貫こうとするクレジット会社には、利息制限法や貸金業法を遵守しようという意識が欠如していると言わざるを得ない。クレジット会社にしてみれば、会員規約にこう規定しておけば、ほとんどすべてのカード会員は黙つて利息制限法超過利息を支払つてくるものなので、利息制限法超過利息の請求をすることがある。

によって利息制限法や貸金業法四
三条のみなし弁済規定による金利
規制を潜脱しようとする営業活動
の当否の問題である。言い換えれ

しかし、貸金業法四三条のみなし弁済規定は、利息制限法の例外を定めたものであり、利息制限法 자체が强行規定である以上は、み

弁済をするその時点で同条の定める要件を具備しているかどうかで判断されるのである。

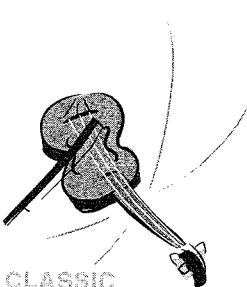
(2) 息を附して返還する義務がある。
キヤツシング拒绝の問題点

◎ 利息制限法の利息の最高限度であるとしても、超過部分は、同第二条項に該当する場合以外は然無効であると考える。従つて私は同サービスの解約届を出す思はない。また、今後利用する場合にも、超過分を任意に支払う思はないことを予めここに通知する。

(2) 小括

A社では、利息制限法の上限へ利を超える金利での利息の返還は、は応じたが、その後のキャッシングサービスの利用を一方的に停止し、約款で示した金利以外の条件での契約は認めず、約款に承諾すべきない消費者は他社に行けどの能度である。

B社は最後まで、利制限法上の有効利息と無効利息という議論を避け、私が約款を理解しないなかでとの理由で、利息すべての請求



利息の支払いを拒絶した会員については、会員規約で定められていては、キャッシングサービスの利用を拒絶する扱いとしている。A社とB社では、多少、この点の対応が異なっている。前者は、キャッシング枠を○にすることでキャッシングを拒絶し、後者は会員が再度キャッシング利用をした場合にはキャッシング利用を強要しようとしている姿勢には変わりない。

このようなクレジット会社の対応は、カード会員との間の会員規約の内容をカード会社の都合で一方的に変更するものであり、カード会員としての有効期限内に、カード会員との同意なくこのような変更が認められる根拠はなく、無効である。

また、仮に、利息制限法超過分を超過したカード会員には、爾後はキャッシングを利用させないこととするという規約が置かれていたとしても、それ自体、

3 利息制限法違反の利息約定の効力

京都産業大学 大学院法務研究科教授

(1) 高金利の法規制と利息制限法の意義

応して制限金利を定め、その利率を超える部分を無効と規定する。制限金利は、元本が一〇万円未満だと年二〇%、一〇万円以上一〇

〇〇万円以上では年一五%である
（利息制限法一条一項）。「無効」
という意味は、当事者でそれに反
する合意をしたとしても、それに

現実的な努力にないとしてある。いわゆる「サラ金業者」は、現在、貸金業法一三条に関する金融庁事務ガイドライン（いわゆる「過剰貸付」の判断基準）の融資

るに際して、一〇数%の金利を約定しているが、その利息制限法で規定する利子率を超える部分は「無効」であつて、もちろん返済の必要はない。

消費者契約法二〇条で無効である以上、違法あるいは無効な行為を相手方にわざめようとして、これを相手方で拒絶したことでもつて契約条項を不利益に変更することは、信義則に反し、消費者の権利を制限することになるからである。また、自らが違法な行為を行おうとしたことをクレジットカード会員が拒絶したことを理由に、他のカード会員と異なる扱いをするは、平等原則に反することであるので、この点からも無効と言つべきである。

なお、クレジット会社は、キャッシングは金銭の貸し付けであるから、個別の貸付毎に金銭消費貸借契約が締結されることになり、その都度、どのような会員にどのような貸付をするのかしないのかは、カードの会社の自由であり、利息制限法超過利息の支払を拒絶している会員に貸付を行なかつたとしても、契約自由の範囲であつてない解釈である。

ただ、法による高金利規制は少々ややこしいのも事実である。

まずは、利息制限法の制限金利といわれる出資法の刑罰金利の關係がある。出資法は、年利二九・二%を超える金利を刑罰付きで禁止する。言わば、高金利を規制する刑事特別法である。利息制限法は、制限金利（一五・二〇%）を超える金利部分を無効とするのであって、これはあくまで当事者間の問題である。言わば、高金利を制限する民事特別法なのである。その結果、利息制限法の制限金利を超えてはいるが、出資法の刑罰金利よりは低いという「グレーボー

に対する個品割賦のように、クレジット会員に対するキャッシングの場合は、個別に金銭貸付を行う場合には、そのような議論も分からぬではないが、確かに、販売信用における個品割賦のように、クレジット会員規約で定められた融資枠の範囲内であれば、貸与されたカードを ATM 等において提示することにより、その都度、カード会員の信用性について審査することなく、融資を受けられるのであって、カード会員はこののような意味で貸付を請求できる権利を有している。逆に言えば、カード会社は「貸す債務」を負っていると考えられる。その意味では、カード会員のキャッシングは権利であり、これを一方的に制限する契約条項は消費者契約法第一〇条に違反し、無効というべきである。

ト会社側が利息制限法超過利息を收受し続けることを意味している。その意味では、消費者の弱みにつけ込んで違法な利得を得ていることに他ならないし、法令遵守が基本中の基本であるコンプライアンス経営からすれば、到底、許されない経営姿勢である。利息制限法超過分の利息の支払を拒絶するカード会員がいることを前提にして、キャッシングによる借入金の支払いの仕組みの再検討が強く求められる。

なお、今回のケースでは、カード会員側が利息制限法超過利息を支払うことなく、問題が落ちてしまっているので、カード会員側から何らかの訴訟を提起して、裁判所の判断を仰いだり、カード会社の責任を追及することは、現在の訴訟制度を前提にすると難しい。その意味では、団体訴権の導入により、今回のような不當な会員規約やその適用の差し止めが可能となる意義は大きい。

とみなす」と規定する。無効な金利が有効に変わると「コベルニクス的理屈」を私は未だに理解できないが、ともかく「有効な債務の弁済」とされたことで、先の最高裁判例法理が空洞化する恐れが出てきた。もつとも、四三条が適用されるためには、詳細な条件がある。貸金業法が債務者の交付することを義務づけている書面、とりわけ一七条の契約書面に加えて一八条の受取証書の交付がなされていることが前提になる。また、四三条の「任意」性の認定についても議論が残されており、利息制限法に反する金利であることを認識した上で弁済であることが必要か否かについては、両論あり、結論が明確になつたわけではない。

以上の整理から明らかなるように、利息制限法あるいはその制限金利は例外的に貸金業法四三条が適用される場合を除いて、民事ルールとしての意義を持ち続けている。

今回のケースのように、弁済前に利息制限法所定の金利内での弁済を申し出た場合に、それを拒否する法的な根拠はあり得ない。まし

てや、当初の書面に一方的に書き

込まれた金利が、それだけを根拠として、利息制限法に反するにもかかわらず、「有効とされる」とはあり得ないことがある。

(2) 利息制限法「撤廃論」とクレジット契約

一九八六年、金融法学会で「消費者金融における金利規制のあり方—利息制限法についての立法論的検討」と題するシンポジウムが開催されている。その報告者である竹内昭夫教授は「利息制限法の制限金利では、貸金業の合理的経営は望み得ない」として、出資法の刑罰金利（当時は四〇・〇〇四%）の引き下げや取立行為規制の強化を前提に、利息制限法の撤廃を提案された。これには、司会役の加藤一郎教授が賛同され、発言者でも、倉田卓治公証人、曾野和明教授、吉原省三弁護士というそうしたるメンバーが賛意を表された。その根拠は、竹内教授の消費者金融業者の営業保護的観点にうそったるメンバーやが、利息制限法が固定的で、時々の経済状況を反映できないものであるとの主張であった。確かに、現在のような低金利時代に、一五%までの金利が

有効とされる利息制限法の規定方法は固定的に過ぎるかもしれない。

利息制限法に弱者保護として意義を認める者からも同様の趣旨の提

案もなされている。しかし、それは利息制限法の撤廃という問題ではなく、利息制限法による制限金

利の立法方法の問題である。

ところが、このシンポジウムで

の竹内説あるいは加藤説は、その後、「貸金業法四三条の立法によつて利息制限法の適用が排除される」と理解されるところとなる。

竹内教授は「貸金業について利息制限法の適用を除外するのが妥当だと考

えられる。その消極的理由は、最高裁

判例を維持する説ではもちろん、

貸金業法四三条のような考え方で

も、貸金業の合理的経営はできな

い：（以下略）」と主張されてい

る。この主張に、個人的には賛同

できないが、要是竹内説は立法論

としての利息制限法撤廃論であつ

て、貸金業法の制定によって利息

制限法が適用されないと主張され

ているわけではない。こうした主

張が、意図的あるいは誤解によ

るものかは別として、その後の貸

金業者やクレジット会社の利息制

限法軽視につながつたとすれば、それはこの機会に全面的に改められなければならない。消費者政策は今、コンプライアンスを重視するとともに、その対象として「民

事ルールの遵守」が重要とされる時代であることがその理由である。

なお、誤解が生じないためにあえて付け加えるが、学界の通説は

「貸金業法四三条によつて利息制限法の適用が排除されることはない」とり得ない」と考えている。

以上を考慮するまでもなく、「利

息制限法で認められた利息を支払

う。無効な部分の利息は支払わな

い」とする細川氏の主張は正当であつて、何も問題はない。利息制

限法という金利に関する民事ル

ールに基づいた正当な権利行使であつて、それを理由として細川氏が不

利益を被るとすれば、それは正当な権利行使を阻害する不当な対応